

**【 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の
適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案 】**

～ 家賃に関する正当な債権請求を規制する新法案 ～

に関するアンケート

質問1 《立法事実の認識について》

法案 61 条、73 条において、広く一般個人家主までも含めた上で規制し、罰則まで設けていますが、この点についての立法事実は 《家賃債権保証会社による督促に対する相談件数》しか公表されていないと思われます。

当法案の一般個人家主までも含めた規制、罰則を是とする社会的事実＝立法事実があるとお考えでしょうか？

■ YES : あると思う

■ NO : ない

質問2 <61条関連、73条関連>

新法の『目的』とその『手段』の合理性について

当法案の趣旨は、<家賃債権保証会社による督促>に過剰なものがあり、それらを是正することによって借借人の居住の安定を図ることを目的としていると考えますが、その目的達成のための手段として、広く一般個人家主までも規制・罰則対象とする点について、目的～手段の合理性があるとお考えですか？

■ YES : ある

■ NO : ない

質問3-1 <73条関連>

罰則＝犯罪とする点 犯罪構成要件としての客観性、基準機能について

法案61条、73条では、『威迫し』『平穩を害するような言動をし』ではない、と表現され、犯罪構成要件として機能するよう定められていますが、この点、犯罪構成要件としての客観性が読み取れるものとお考えですか？

■ YES : 読み取れる

■ NO : 読み取れない

質問3-2 <73条関連>

民間人による乱用主張の危険防止について

法案61条、73条はその表現の相対的抽象性から、暴力団や、悪意ある一般人から乱用される危険性があるのではないかと考えますが、

乱用される危険性があるとお考えですか？

■ YES : あると思う

■ NO : ない

危険性がある（YES）の場合、その危険防止について、回避策が講じられているとお考えですか？

■ YES : 講じられている

■ NO : 講じられていない

質問4 《公平性について》

当法案では、家賃債権請求側のみが規制・罰則対象とされていますが、これら一方当事者側のみを対象とする点につき、公平性は認められるものとお考えですか？

■ YES : 公平性認められると考える

■ NO : 公平性は認められないと思う

質問5 《一般社会通念、法的責任感、倫理観への影響について》

当法案は、賃貸住宅家賃に関する請求の場面で対貸借人との関係において適用されますが、衣食住の「住」に関する大変重要な領域と考えられます。そこで、当法案成立により、一般社会における社会通念、法的責任感覚、倫理観等、モラルの部分にも影響をあたえるものと思いますか？

■ YES : 影響があると思う

■ NO : 影響はない

質問6 《貸金業法規制とパラレルに検討されている点について》

当法案は、貸金業に関する法規制を参考にしていますが、貸金業法規制とパラレルに検討されている点について妥当とお考えですか？

■ YES : 妥当

■ NO : 妥当でない

質問7 <貧困問題における『住』について>

貧困問題における『住』の確保の観点で、民間賃貸住宅はどうあるべきとお考えでしょうか？

質問 フリー

その他、新法案に対する基本なお考えをお聞かせください。

ご協力有難うございました。謹んで感謝申し上げます。